

社会福祉法人松里福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年6月1日～ 令和7年5月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業取得予定者に、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

＜対策＞

- 令和4年 4月～ 育児休業取得を促進するため、全職員に対し、両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和4年 4月～ 計画に向けて管理者研修を行う
- 令和4年 4月～ 気軽に相談できるよう窓口を設置
- 令和4年 4月～ 申出のあった職員に対し、個別に制度を周知し取得の意向を確認
- 令和4年 4月～ 育休取得予定者に、休業から復帰に向けての計画を策定し、サポートする。